

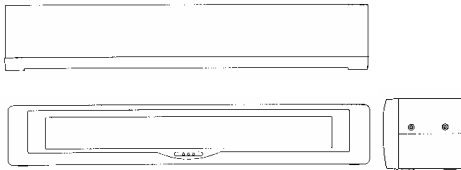


意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-40	チューナー等


対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-70	—	放送用受信機器
H3-712	—	ラジオチューナー
H3-720	—	テレビ受信機器
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
<p>視聴又は通信の目的で所要の周波数を選択して受信し、出力用機器に出力する機器。</p> <p>H6-40: 下位に展開されないもの。ラジオとテレビ両方のチューニング機能を有するもの等 H6-41: ラジオチャンネルを受信する機器 H6-42: テレビチャンネルを受信する機器 H6-43: 無線通信を受信する機器</p>		

H6-40に分類されるもの		
意匠登録第 1106468 号 光ディスクプレーヤー用テレビ及びラジオチューナー 	意匠登録第 1133814 号 チューナーカード(FM、TV用) 	
意匠登録第 1105782 号 文字放送受信表示器 		

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・チューナー内部部品はH6-291(通信装置用基本的機器部品)
- ・スピーカー付きのラジオ受信機はH7-211
- ・映像用表示部を有するものはH7-6代。広告用表示機はF5-100~102。
ただし、個人用の文字放送受信表示器は、ここに分類する。
- ・記録機を一体に装備したものは、H6-50~592(情報記録機等)
ただし、スピーカーを有するものはH7-212、表示部を有するものはH7-6代へ分類する。

H7-211へ
登録 1135279
「ラジオ受信機」



H6-291へ
登録 1131662
「衛星ラジオ放送受信用チューナー」



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称
